禁裏御所御用日記

三〇五

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

305
大正
6. 4. 13
購求

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一日時勘文ノ所載ニ所ニハ其ニ仕ニ[illegible]役ノ礼ニ[illegible]

一[illegible]庭役ハ[illegible]ニハ[illegible]ニ[illegible]礼役[illegible]

一[illegible]ノ[illegible]仕[illegible]役[illegible]

[illegible]役[illegible]

一[illegible]ニ[illegible]ハ[illegible]役[illegible]

一八月某日大[illegible]人[illegible]来月廿二日[illegible]先[illegible]

[illegible]日[illegible]倫宮大[illegible]寺日限[illegible]

[illegible]一[illegible]月[illegible]

[illegible]

[illegible]

廿七日乙丑晴

一倫宮保[illegible]月[illegible]上[illegible]

[illegible]

[illegible]

一天皇御[illegible]御列今城[illegible]
[illegible]人一兎以江尾[illegible]
[illegible]ヨリ[illegible]
[illegible]

[illegible]

一天皇御[illegible]
[illegible]

一大宮採沙對面上[illegible]

一[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

一[illegible]

廿三日 辛卯 晴

一大[illegible]

[illegible]

廿四日 壬辰 晴

一大[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

廿五日 癸巳 [illegible]

一[illegible]

[illegible]

一御[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十四日 壬辰 雨後陰

一関院宮様より御使ニて御祝儀又ハ御歌
之御事ニ付御尋ニ付御答ニ御使ニ而
前ニ而御答ニ而ハ無之ニ付御答ニ而ハ無之
一御所様より御使ニて御祝儀又ハ御歌
之御事ニ付御尋ニ付御答ニ御使ニ而
前ニ而御答ニ而ハ無之ニ付御答ニ而ハ無之
一七ツ時倫子様より御使ニて御祝儀又ハ
御歌之御事ニ付御尋ニ付御答ニ御使ニ而
前ニ而御答ニ而ハ無之ニ付御答ニ而ハ無之
一御所様より御使ニて御祝儀又ハ御歌

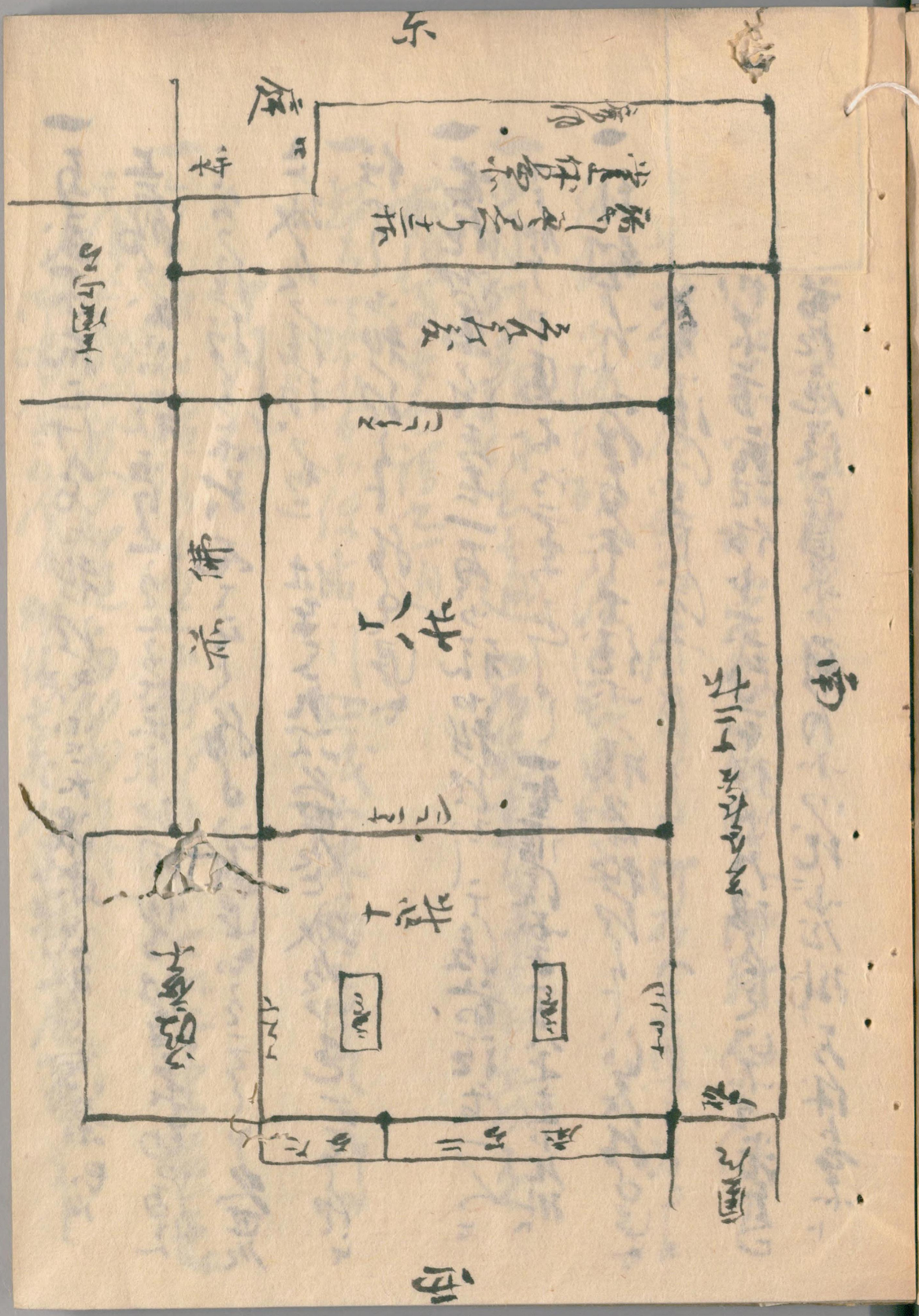

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一禁裏御所へ　御膳食ヲ
　昆布干蔵氷ヲ入一荷ニ
　御綿十把　御杯ヲ持
一准后ヘ御
　昆布　氷ヲ入一荷ニ
　御杯ヲ持
一女院ヘ同断
　昆布一荷ニ　御杯ヲ持
一以書付ヲ
　二条ヘ一ト廻ル
一御末添シ女中、
　二条ヘ一ト廻ル　御飯ヲ喰

一御用ニ付二条ヘ遣ス者ニ
　女中ヲ乗セ遣ス
　御綿弁把ヲ持
御末頭ヨリ帝ヘ
一禁裏ヘ献上
　二条ヘ一ト荷　赤飯ヲ蓋
　ヲシテ一荷
一准后ヘ
　二条ヘ一ト荷　赤飯ヲ蓋
一女院ヘ　御日進
　同断
一　金三百疋
　赤飯一荷

　大典侍
　長橋局
　天酌

石田孫左衛門
金三百疋　俵
同弐百疋　俵
金弐百疋　俵
同弐百疋　俵
同弐百疋　俵
同

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

第一〇八

寛保二壬戌年九月十九日

大聖寺御喝食官御得度記

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

寛保二戌年九月十九日巳刻
大聖寺喝食文御得度大文様中式師ニ居役送勤
午寺刻ニ作法相濟
一着座法名若ニ大納言殿法号中納言殿樂中納言殿
梅園ニ宰相殿菊家形然ニ居
右御佛殿左ニ方ニ居外一百ニ三百ニ示ス是ニ作ス板間也
四方ニ出簾各衣冠草御作法始ニ御對面相濟ニ
又御對面依之着座ニ後草ハ除之衣冠ハ始終着
一宗法文 一宗法文御成御平安中大典仍令大御乱人

四之不聖聞之御佛殿石二方簾中

一御能法海ニ四之不出之二方侍差久我大納言殿世尊寺大納言殿
議奏柳原中納言殿武者所中納言殿各狩衣宣下納言殿
浦辻侍從殿
石御對 西海ニ赤飯次ニ料理ニ御酒ニ御菜菓子御茶ニ
落葉ニ於能ニ辻ニ立ニ於ニ寧ニ西廂ニ小川土尾ニ狩衣ニ於ニ
御門ニ御中庭ニ下ニ未到退也 五ニ結ニ御能法海ニ宜時ニ
一三枚ニ結ニ百ニ本之盤中同中ニ下 御能法海ニ宜時ニ
結ニ今ニ御能法 御所ニ於ニ菓門ニ出ニ 三ニ結ニ赤飯
次ニ料理二十七也 菓子落葉ニ於ニ酒ニ結ニ不ニ出ニ任人ニ

御門ニ於ニ入ニ御料理ニ上ニ臈ニ於ニ結ニ授ニ此ニ於ニ人ニ三ニ
ニ於ニ此ニ祝儀ニ於ニ結ニ授ニ入ニ三ニ結ニ退也 ニ於ニ
大ニ城ニ御酒ニ於ニ能ニ此ニ於ニ早ニ退也 ニ於ニ五ニ結ニ 五ニ
於ニ

一敕使 又辻ニ至ニ御能ニ衣冠上ニ人ニ通ニ 日ニ祝赤飯也 次ニ
御料理ニ御酒ニ 御對 西ニ落葉ニ進ニ御能ニ 保使ニ菓子ニ安
新文様ニ 今ニ千疋紛紛入巻ニ 日ニ此布ニ千本
先ニ信ニ 綿十把
石ニ未ニ到ニ此ニ未ニ成ニ

一 鳴金之様不得度心後 新之と称て申旨
夫岩永県御十二才
大之様ハ先住之と称て申旨前日ニ 行事申
一 御着座不浴定 御日ニ進て八ハ 御誉座の礼仕ニ之事
一 御禁ニ而当法ニ付 勅使并着座公ニ御成ニ之事
御日打拍子 論不一切ニ之事
一 御誉座堂上方不来中 無飯中ニ下 料理可し
三枚御飯ニ而来 而祝而料理不可し 無面如来
一 着座公ニ而来 料理ニ而御 ニ而祝無飯中ニ 久之方迄ニ無到
夕料理之下

一 論不之使者無飯明日ニ而ニ
一 御和合ニ而雇使者中

十八日十五日 川原ニ
十九日 長井石脈
十五日 中原御之
水谷之祝
十五日
八月かしら 土山陪ニ而のめ
一元相兼
辻 五ニ而ち 狩衣
辻 五ニ而ち 御口
辻 御見 上下

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

三三九

文化十四丑年八月九日[illegible]
文政六未年[illegible]

大[illegible]
[illegible]

文化十五寅年四月九日
改元 文政

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

文政三庚辰年

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十一

一 [illegible]

一 [illegible]

十一

一 [illegible]

十二

一 [illegible]

十月朔

一 [illegible]

十一月[illegible]

一 [illegible]

十二月[illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

御年頃

一寄武百二疋四石

一寄七疋八石

一寄武疋二石

寄各二百二疋以石

御掃年頃

山城国光宮御用

西加茂村

同出茅御用

上居我村

同出紀伊御用

吉祥院村

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

雲林院村ニ
本光院領

一高武拾七石　山城出乙刻銀ヶ内　上久世村
一高三拾八石　門出電宮銀ヶ内　下鴨村
一高八拾八石　門出乙刻銀ヶ内　今里村

高合百十石
寺町すじ二石得ニ
銀十五寺領

一高十六石六十五年　山城出萬御銀ヶ内　西院村
一高四石四十二年七合　門出門銀ヶ内　二条御城ニ
　　之ヶ来基
一高拾四石四十二年二合　門出門銀ヶ内　中堂寺村
一高四石六十五年三合　門出門銀ヶ内　西京村
高合四拾六石二十七合
拾反院領　花ち氏之定

一寄四行の上ニ申

山崎内蔵郎ニ

西院村

慈恵院領 なかち代ニ

一寄六石

山崎内乙刻郎ニ

六人世村

御手領
御持ち所 合又百の石ニ上ニ申ニ

新上納米迄百の石ニ

紅豊山能之通知ニ寄ニ申ニ

御所 分ニ進ニ

一寄六拾石

御菩提所

鎮安寺

上ニ寄始御用一流御宛行ニ

無急ニ而ニ寄

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

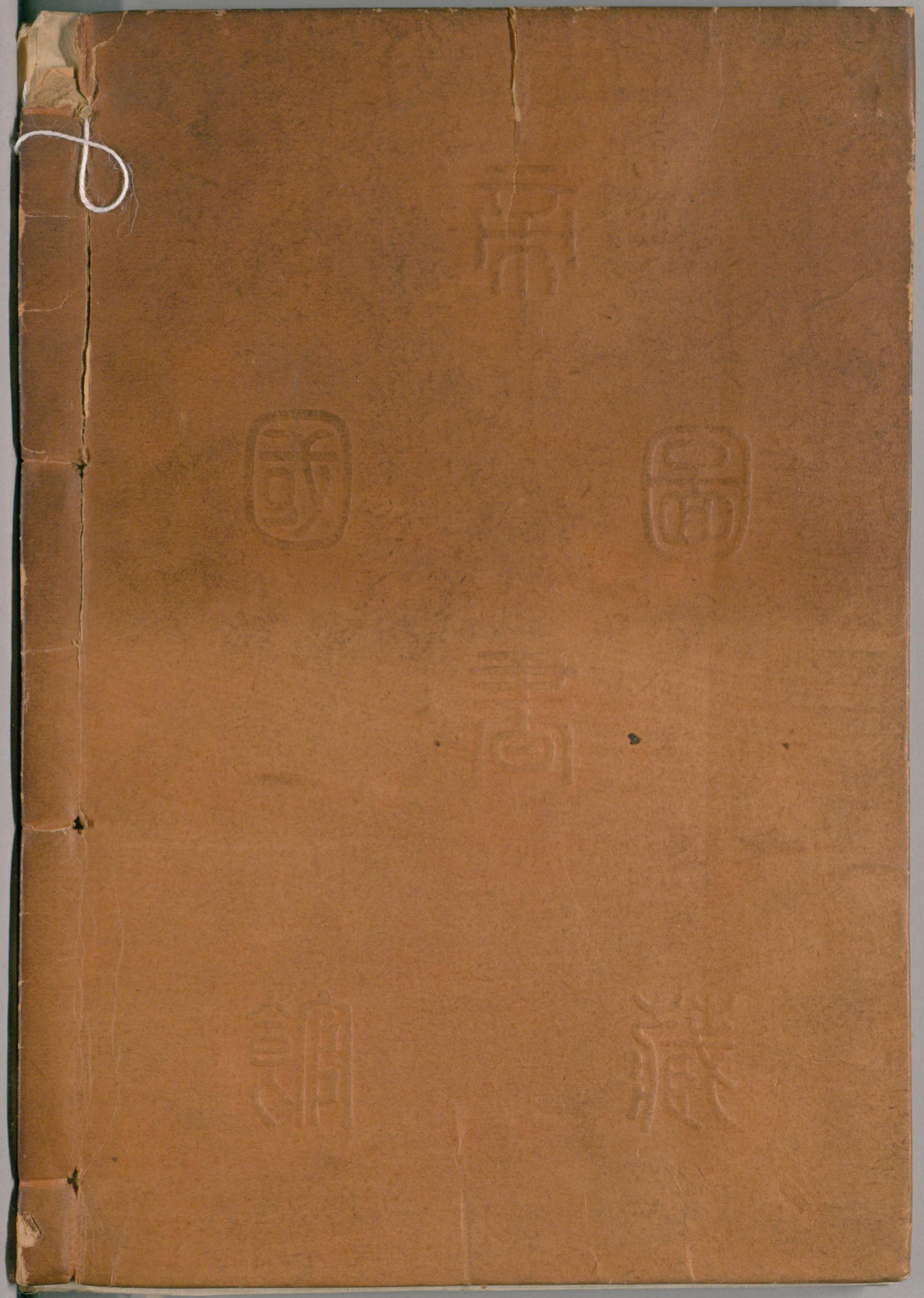

国立国会図書館　　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用